

## 8・9世紀の日向

柴田博子

## Hyuga District in the 8th - 9th Century

Hiroko SHIBATA

## はじめに 一令制日向国の成立一

九州の地形を上空から見ると、脊梁山脈としての九州山地が大分県南部から熊本県南部にむけて、北東から南西に斜めに走っていることがわかる。おおよそのところ、その南側が現在の宮崎県と鹿児島県であり、成立当初の令制日向国の領域でもあった。

地域の呼称ではなく、行政区画としての日向国の初見は、『続日本紀』文武2年（698）9月乙酉条の朱沙を献じた記事である。令制の国は九州では、筑紫・豊・肥を前後に分割した筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後の6国と、日向国の計7カ国がまず置かれた。前後の分割はおそらく当時九州を統括していた筑紫大宰のもとで近接した時期に一元的に行われたと想定され、契機としては天武12年（683）～14年（685）に実施された国境画定事業があげられる<sup>1)</sup>。初見記事として「筑後国」が『日本書紀』持統4年（690）10月乙丑条に見えることから、令制日向国も遅くともこの頃までには成立していたと考えられる。その範囲は、当初は前述のようにおおよそ九州山地の南側全域であり、九州山地の北側が筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後の6国からなっていた。広大な日向国は、このような地形にもとづき設定されたものと思われる。

この広域の日向国から、おそらく出水地域を肥後国から合わせて薩摩国が「吏を置」いて分出され（『続日本紀』大宝2年（702）8月丙申条）、さらに和銅6年（713）日向国から肝坏・贈於・大隅・始禰の四郡を割いて大隅国が置かれた（『続日本紀』同年4月乙未条）。その結果残った日向国の領域は、現在の宮崎県の全域と、明治16年（1883）5月9日に鹿児島県から宮崎県を分県する際に鹿児島県に残された志布志・大崎・松山郷の南諸県地域をあわせた範囲であったと考えられる。

本稿では、文献史料と出土文字資料から知られる8～9世紀の日向国について、隼人との関係、郡・郷、財政規模、産業、畜産の面から論じたい。

## 1. 日向国と隼人との関係

まず日向国と隼人の関係について整理しておこう。隼人は文献史料にみえる語であり、これまで文献から隼人についての実証的研究を積み重ねてきた中村明蔵・永山修一両氏によって、以下のような成果が明らかにされている<sup>2)</sup>。

隼人が史料上、伝説ではなく具体性をもって叙述されるのは、7世紀後半の天武朝末期からのこ

とである。その初見記事は『日本書紀』天武11年(682)7月甲午条に、方物を貢ぎ、「大隅隼人」と「阿多隼人」が朝廷で相撲をとったとあるものである。「大隅」と「阿多」はそれぞれの出身地と考えられ、大隅はのちに大隅郡となる大隅半島の中央部を主とした地域、阿多はのちに阿多郡となる薩摩半島の中央部を主とした地域である。

これらの地域名を付した「大隅隼人」「阿多隼人」という呼称は、大宝律令が施行され、薩摩国が置かれてのち「薩摩隼人」(『続日本紀』和銅2年(709)10月戊申条)、「日向隼人」(和銅3年(710)正月庚辰条)のように、「令制国名プラス隼人」の呼称に変わる。和銅3年の記事には「日向隼人曾君細麻呂」とあるが、曾君は曾於地域を本拠とする一族と考えられ、まだ大隅国を建てる前のことで、曾於地域は日向国の領域内にあった。和銅6年(713)の大隅国分出後は、『続日本紀』養老元年(717)4月甲午条に「大隅・薩摩二国隼人」とあるように、付される国名は大隅と薩摩だけであって、日向はない。このように和銅6年の大隅国分出後には、日向国内に隼人の居住域を含まなくなる。しかし隼人支配の最前線であり、そのため『養老職員令』大隅条では、守の職掌に、大隅・薩摩などと同じく「鎮捍・防守」といった軍事的内容が規定されていた。

7世紀後半に始まった隼人の朝貢は、延暦20年(801)に停止される(『類聚国史』隼人、同年6月壬寅条)。「隼人」の言葉は畿内では『延喜式』などに残るが、以後、薩摩・大隅両国の居住者を隼人と称する史料は見られなくなる。このことから隼人は朝貢の開始とともに出現し、停止とともに消滅する、政府によって設定された集団であったと指摘されている<sup>13)</sup>。

隼人の朝貢を停止した契機は、前年の延暦19年(800)の班田制の実施であったと考えられる(『類聚国史』口分田、同年12月辛未条)。これ以前の時期、大隅・薩摩両国では建国以来、班田收授が実施できていなかった(『続日本紀』天平2年(730)3月辛卯条)。延暦19年に国内の墾田を収めて班田を行ったことにより、両国の農民は、租庸調をはじめとする令制の税を負担する公民になり、逆に都への朝貢を停止されたのである<sup>14)</sup>。

さて『続日本紀』文武3年(699)12月甲申条では、大宰府が「三野・稻積二城」を修築している。この「三野」と「稻積」の地名は、20巻本『和名抄』によるとそれぞれ日向国児湯郡内および大隅国桑原郡内の郷名に見える。

#### 日向国

臼杵郡 氷上・智保・英多・刈田  
 児湯郡 三納・穂北・大垣・三宅・観嶽・韓家・平群・都野  
 那珂郡 夜開・新名・田嶋・於部  
 宮崎郡 飢肥・田辺・嶋江・江田  
 諸県郡 財部・県田・瓜生・山鹿・穆佐・八代・大田・春野

#### 大隅国

菱刈郡 羽野 出野 大水 菱刈  
 桑原郡 大原 大分 豊国 益西 稻積 広西 桑善 仲川  
 贈於郡 葛例 志摩 阿気 方後 人野

大隅郡 人野 大隅 謂刈 始臈 祢寝 大阿 支刀

始羅郡 野裏 串岐 鹿屋 岐刀

肝属郡 桑原 鷹屋 川上 鷹麻

(以下略)

現在も宮崎県西都市には三納という地名がある。これらの城が隼人に対する緊張関係のもとで造営されたものであるならば、三野城は日向国の児湯郡三納の地に造営されたと考えられる。なお後述のように児湯郡は日向国府所在郡であり、稲積郷を擁する大隅国桑原郡も国府所在郡である。ただしいずれの地においても遺構は未発見であり、城跡は考古学的には確認されていない<sup>(5)</sup>。

## 2. 日向国の郡郷

日向国の国府は、20巻本『和名抄』によると児湯郡に置かれていた。宮崎県西都市大字右松に所在する寺崎遺跡（国指定史跡 日向国府跡）では、8世紀から10世紀にかけての日向国庁の建物跡が発掘調査により確認されている<sup>(6)</sup>。ここでは9世紀後半の土師器皿の底部に「□〔国力〕厨」と書かれた墨書土器が一点出土した<sup>(7)</sup>。寺崎遺跡から一段高い台地上に展開している西都原古墳群内に古墳時代終末期における日向の最有力古墳である鬼の窟墳があること、後述のように「久湯評」の設置が確認できることからすると、国府は令制日向国の成立当初から児湯地域に置かれていたと考えられる。のちに国分寺・国分尼寺も寺崎遺跡からほど近い児湯郡内に建立された。

奈良時代の日向国の郡について、『律書残篇』は5郡26郷とする。郡名については『延喜式』（民部）に「臼杵、児湯、那珂、宮崎、諸県」とあり、『律書残篇』と同じ5郡であることから、これら5郡の郡名は8世紀前半までさかのぼるものと考えられる。そして20巻本『和名抄』には前掲のとおり5郡28郷の名が掲載されている。坂上康俊氏はこの郷数をもとに、奈良末～平安初期の日向国の人口を約3万6000人と推測されている<sup>(8)</sup>。

次に神社や寺院をみておこう。『延喜式』（神名）には次のようにある。

日向国四座（並小）

児湯郡二座（並小） 都農神社 都万神社

宮崎郡一座（小） 江田神社

諸県郡一座（小） 霧嶋神社

日向国内でいわゆる神名帳に掲載されているのは4座にすぎず、みな小座である。後掲の西海道諸国比較表に官社の数を掲げたが、これによると日向国は西海道諸国のなかで薩摩国に次いで官社が少ない。『延喜式』掲載の4座は、承和4年（837）に官社に預かったもので（『続日本後紀』同年8月壬辰条）、その神階は都農神が従四位上、都万神、江田神、霧島神が従四位下であった（『日本三代実録』天安2年（858）10月22日己酉条）。

いっぽう寺院についてみると、8～9世紀の日向国において文献史料上および考古学上確認できる古代寺院は国分寺・国分尼寺だけである。遺物として古代の瓦が出土している地点は他にも僅かにあるが、寺跡と確認できた所はない。なお日向国分寺跡では、これまでに「権田」と「夏」の2

点の墨書土器が確認されている。このうち「椎田」については、西都市大字三宅字壺町田の上山路地区に近年まで椎田という地名があったが、人家がなくなり、地名も使われなくなったとのことである<sup>9)</sup>。いっぽう「夏」の墨書は、寺院の夏安居に関わる可能性がある。

また古代交通路を推測できる駅について、『延喜式』（兵部、諸国駅伝馬）には次のようにある。

日向国駅馬〈長井、川辺、刈田、美弥、去飛、児湯、当磨、広田、救麻、救貳、巫椰、野後、夷守、真斫、水俣、嶋津各五疋〉

伝馬〈長井、川辺、刈田、美弥、児湯、去飛駅各五疋〉

駅路は豊後国府から日向国府に向けて、日向国に入ってから海岸線に沿って南下したと考えられる。日向国府（児湯駅）からは肥後国府へ通じるルートと、大隅国府へ通じるルートの2つがあった。前者は、薩摩・大隅両国を分出・設置する以前からのルートであり、現在でも東諸県郡綾町、小林市野尻町や、小林市内の字名に夷守、えびの市に地区名やJR肥薩線の駅名として真幸の遺称地名がある。いっぽう日向国府から大隅国府へのルートでは、北諸県郡三股町が「水俣」の遺称地名であると考えられることと、「嶋津」について後に島津荘の中心地が都城市郡元に想定されるだけで、他はよく分かっていない。また、これまでのところ発掘調査で日向国内の駅を確認している例はない。

### 3. 日向国の財政規模と産業

日向国の財政規模は他国と比べてどの程度のものであったか。『弘仁式』（主税）によると、日向国では公出挙を行う稲の元本数として正税・公廩がおのおの15万束、国分寺料が3万束と規定されていた。出挙とは農民に稲を貸付け、収穫期に元本とともに利息をつけて返却させる制度で、公出挙で得られる利稲が地方諸国の財源を支えていた。農民が負担した税には他に租庸調などがあるが、租は備荒用、庸や調などの貢納物は中央政府の財源に充てられるから、いずれも地方諸国の財政基盤にならなかった。公出挙の利息は『養老雜令』（以稲粟条）で5割と規定されているが、3割に軽減されたり5割に戻されたりの変遷があったのち、弘仁元年（810）に3割とされた（『日本後紀』同年9月庚申条、『類聚三代格』同年9月23日太政官符）。正税の利稲は各国の諸経費をまかない、公廩のそれは実質的には国司の得分とされた。国分寺料などの雑稲はそれぞれ支出目的別に設定されたものである。

西海道諸国比較表に示したように、日向国の財政規模は相対的にみて小さいほうであった。たとえば北隣にあたる豊後国は、9世紀初頭の『弘仁式』の段階で正税・公廩が各20万束、大宰府の府官の公廩が15万束、全体で57万束であるから、財政規模で比べて日向国は豊後国の6割弱であった。西海道諸国のなかで財政規模がもっとも大きいのは肥後国であり、筑前・筑後・肥前・豊前はいずれも豊後と同じ程度である。これら6国は大宰府府官の公廩を負担していたが、日向・大隅・薩摩や壺岐・対馬は負担していない。その理由のひとつが、このような財政規模の違いであったろう。

そのなかで日向国は、大隅国の国分寺を維持するための2万束を負担しており、薩摩国の国分寺料2万束は『弘仁式』の段階では肥後国が支出していた。大隅・薩摩両国はさらに財政が弱く、日

向国や肥後国に支えられていたのである。ただし日向国の場合、日向国分寺料が1万束であったから、国分寺の維持に必要な財政自体が大隅国よりも少なく、寺院の規模も小さかったことが窺える。同じく国分寺料が1万束の国はほかに若狭、佐渡、長門、土佐があるが、西海道諸国で日向国のほかは判明している限り2万束以上であった。

10世紀初頭の『延喜式』の段階にいたっても、日向国の財政規模は37万束余で、豊後国の74万束余と比べると約半分にとどまる。ただし大隅国分寺料はすでに負っておらず、肥後国も薩摩のそれを負担していない。大隅・薩摩両国では生産力がいくらか向上し、他国に依存しない経済的自立を果たしていたようである。ちなみに日向国と同様に財政規模が37万束前後の国は、地方諸国では安房（34万束余）、能登（38万束余）、石見（38万束余）、長門（36万束余）などがある。

次に、『延喜式』（主計）の規定によって、調庸、中男作物の品目をみよう。中男作物は、成人男子になる前の18歳から21歳の男子が負担した税であり、郷土の産物を納めさせた。西海道諸国の場合、まず大宰府へ納められるので、行程の日数は大宰府までのものである。

日向国〈行程上十二日、下六日〉

調、糸十八絢、自余輸綿、布、薄鯨、堅魚

庸、輸綿、布、薄鯨

中男作物、斐紙、麻、熟麻、茜、胡麻子

日向国の産物は、絹糸、真綿、麻布といった他国にもよくみられる一般的な品目のほか、アワビ、カツオがある。蚕糸製品については、『続日本紀』天平18年（746）10月癸丑条に日向国の「養蚕」のことがみえるので、8世紀半ばには調庸の品目となっていたと思われる。ほか中男作物として、紙や麻、アカネ、ゴマなどがあつた。西海道諸国比較表を一瞥してわかるように、西海道のなかで6国はきわめて多くの種類の品目が詳細に規定されているのに対して、日向・大隅・薩摩や壱岐・対馬は品目の種類数が少ない。九州本土における北の6国と南の3国の違いがあらわれている。

これらのほか、『延喜式』（民部）には、大宰府からの年料別貢雑物として日向・大隅の紫草がある。また大宰府からの交易雑物にあがっている朱砂は、はじめに述べたように日向国でも産出していたものであつた。

#### 4. 日向国と畜産

ところで『日本書紀』推古20年（612）正月丁亥条によると、宴席で推古天皇は「馬ならば日向の駒」と歌ったとあり、7世紀の宮廷において日向は、歌謡のなかで名馬の産地と歌われる地名であつた。

文武4年（700）、諸国に牧設置の命令が出され（『続日本紀』同年3月丙寅条）、『延喜式』（兵部、諸国馬牛牧）では西海道諸国に次の国牧があつたとされる。

筑前国〈能臣嶋牛牧〉

肥前国〈鹿嶋馬牧、庇羅馬牧、生属馬牧、柏嶋牛牧、遷野牧、早埼牛牧〉

肥後国〈二重馬牧、波良馬牧〉

日向国〈野波野馬牧、堤野馬牧、都濃野馬牧、野波野牛牧、長野牛牧、三原野牛牧<sup>10)</sup>〉

これによると、10世紀の日向国には馬牧として野波野・堤野・都濃野の3カ所が、牛牧として野波野・長野・三原野の3カ所があった。西海道諸国のなかでは肥前国とならんで国牧の数が多く、牛牧は肥前国とともに全国一の数である。これらの牧の所在地は明らかでないが、都濃牧は児湯郡都農町の地域に想定され、また長野牧は西都市三納の永野あるいは都農町長野と関わるかもしれない。なお現在、児湯郡高鍋町に「牛牧」の地名がある。

日向国の牛について、注目すべき木簡が計3点、奈良県内で出土している。いっぽう宮崎県内で出土している古代木簡は荷札2点にとどまり、残念ながら文字の読めるものは皆無である<sup>11)</sup>。

平城宮跡東張出部の東南隅で出土したのは「日向国牛皮四口〔張力〕と「日向国牛皮（下部欠損）」と書かれた2点の付札木簡である。年紀はないが、他の木簡から和銅6年～8年（713～715）と考えられる。今泉隆雄氏はこれらの牛皮木簡について、『延喜式』（民部）の大宰府からの交易雑物に「牛皮」があることから、のちの交易雑物である朝集使貢献物にあたとみなされ、日向国司が民有の牛皮を買い上げて大宰府に輸し、そこから京進されたと解釈された<sup>12)</sup>。したがって日向国では民間に相当数の牛がいたことが窺えるのであるが、民間の牧に関する文献史料は残っていない。

大宰府が牛皮を貢進することは、『日本書紀』持統3年（689）正月壬戌条に筑紫大宰粟田真人が隼人174人とともに牛皮6枚を献じた記事があることから7世紀末にさかのぼり、この時期に牛皮は九州の産物になっていた。牛皮は『延喜式』ではおもに履物や鞍など皮革製品の材料として、また道饗祭や宮城四隅疫神祭などの幣料として用いられた。

木簡の3点目は、藤原京左京七条一坊の西南坪、推定衛門府跡で出土した<sup>13)</sup>。調査区から出土した木簡は削り屑を含めて1万3480点（うち削り屑が1万2651点）におよび、これまでの藤原宮・京における1遺跡出土数としては最も多い。そのほとんどが調査区の中央で検出された浅い池状遺構から出土した（1万3241点、うち削り屑が1万2517点）。池状遺構出土木簡は、朱雀門を始めとする宮城の門を警備する役所である衛門府に関わるものが大半を占め、大宝元年（701）・2年を中心とした、きわめて一括性の高い資料群であると評価される。的状の木製品も出土しており、この西南坪の近辺に、大宝初年ころ衛門府が存在した可能性が高いと考えられている。なおこの池状遺構から出土した木簡のなかで、年紀が明らかなものの最古は「丙申年九月廿五日尾治国尔□（波力）評」（丙申年=696）とある荷札木簡である。

日向の牛に関する木簡は、現存長161ミリ、幅58ミリ・厚6ミリで、下端が廃棄に伴い二次的に切断されている。仮に中央部で切断されたとすれば、原形は現存長の2倍、約30センチあった可能性がある。上端は現存するので、この1行目が書き始めであったと判断できる。表面と裏面に同筆で次のように墨書されている<sup>14)</sup>。

（表面）「日向久湯評人口〔平力〕  
 漆ア佐俾支治奉牛卅  
 又別平群ア美支口〔治力〕  
 （裏面）「故是以皆者亡賜而 惣

1行目の「久湯」について、「久」（ク）と「児」（甲類のコ）が通用されることは、市大樹氏が難波津の歌木簡をもとに論証されており、「久湯」は「児湯」のことである<sup>15</sup>。この木簡から、のちの児湯郡を中心とした地域に、7世紀末までに「評」が立てられていたことが確認できた。児湯郡に関しては、国の重要文化財に指定されている銅製の「児湯郡印」がある。西都市内の個人宅に伝えられたもので出土地をはじめ経緯は明らかではない。平川南氏は印の年代について、書体が篆書体ではなく楷書体であることや「印」の字体から、天平宝字年間（757～765）前後と推定されている<sup>16</sup>。この推定によれば、8世紀半ばには「児」を用いる「児湯」が正式の表記であったことになる。

木簡表面2行目の漆部佐俣支と、3行目の平群部美支の人名は、他の史料にみえない。平群は20巻本『日本名抄』では児湯郡内の郷名にあり、現在も西都市内に「平郡」地名があるので、平群部美支は久湯評に関わる人物であろう。するとその前に登場する漆部佐俣支も、同じく久湯評に関わる人物と考えられる。この2人の氏から、児湯地域に平群部・漆部といった部がおかれていたことが窺え、漆部佐俣支がおさめ奉った「牛三十」も、久湯評と関係するものと考えられる。

先に「牛皮」について述べたが、この木簡には「牛」とあって「牛皮」ではないので、ここで貢進された「牛三十」は生きている牛の可能性がある。長屋王家木簡には「牛乳」の語がみえ<sup>17</sup>、牛から乳をしぼって薬用などに用いていたと考えられるが<sup>18</sup>、牛の最も一般的な利用目的は労役であって、『日本霊異記』には荷を運搬し働かされる牛の姿が多く描かれている。特に、藤原京造営など遷都に代表的な大規模造営事業を行っていた時期には、労役用の馬牛の需要が高かったと考えられる。

『延喜式』では、西海道諸国で生産された馬牛は大宰府に進められることになっていたが（兵部、諸国馬牛牧条）、大宰府から中央政府への貢進物に牛皮はあるものの（『延喜式』内蔵寮・民部）、生きた牛の規定はない。しかし7世紀末から8世紀初頭の時期には、中央政府で労役に使う牛の需要が高かったはずである。また天平8年（734）『尾張国正税帳』には、父馬10匹を上野国まで送っている記載があり、優秀な馬の育成のために遠距離の輸送も行われていた。前にふれた推古天皇の歌からすると、7世紀初めに名馬には日向のイメージが結び付けられていたことがわかり、生きた馬牛の運ばれることもあったと想定できるのではなからうか。この木簡の「牛三十」が生きた牛であると確定することはできないが、藤原京造営事業や諸国牧の設置といった、当時の生きた牛の需要も見逃せないと思われる。

なお、文武4年の諸国牧の設置命令より以前の諸国の牧や馬牛は、地域の有力豪族が管理・養育するものであっただろう。したがって漆部佐俣支と平群部美支らは、久湯評の有力者であったと想定される。

これまで、古代日向において畜産が盛んであったと考えられることを述べてきた。実は宮崎県は古墳時代の馬埋葬土坑が全国的にみても多い地域であり、2007年までに30例を確認している<sup>19</sup>。いっぽうで『延喜式』（隼人司）の規定では、いわゆる隼人の楯には馬髪を付けるとあり、また『新撰姓氏録』（左京神別）には、額田部湯坐連が允恭天皇の御世、薩摩国に遣わされて隼人を平らげた

ことを復奏した日、「御馬一匹」を献じたとある。後者は氏族名の由来を説明するための付会であるが、少なくとも隼人と馬を結びつける見方のあったことが窺える。

では、南九州で馬牛生産に関わった人々は隼人だったかという点、必ずしもそうではない。すでに述べたように薩摩・大隅両国を分出した後の日向国は隼人居住域を含まないが、馬埋葬土坑は隼人居住域よりはるかに北まで広く展開している。したがって、南九州における馬牛生産関係者のごく一部には、のちに隼人と呼ばれた人々もいたというべきであろう。延暦12年(793)に隼人を率いて入朝した大隅国曾於郡大領「曾乃君牛養」は、ヤマト的な名のなかでも畜産を窺わせる名を名乗っている(『類聚国史』隼人、同年2月己未条)。

なお、藤原京跡出土の「日向久湯評」木簡は文書木簡であり、日向国や大宰府ではなく藤原京において記されたものと思われる。その裏面の「偲」字は、乾善彦氏が「偏旁添加字」とされる字のひとつであるが<sup>24)</sup>、この木簡は、書記年代では最古の用例のひとつといえよう。

### むすびにかえて 一墨書土器出土の様相一

以上に論じてきたように、8～9世紀の日向国は、隼人居住域を含まないものの隼人支配の最前線にあった。西海道諸国のなかでは、北の6国とは異なり大宰府の財政を支弁せず、財政規模は半分ほどの小ささであったものの、日向から分出した薩摩国・大隅国よりは大きく、9世紀初期まで大隅国分寺を経済的に支えていた。このように日向国は、6国と薩摩・大隅両国との中間に位置づけられる性格の国であったといえよう。その産業は繊維製品や海産物のほか、畜産があげられ、古墳時代後期以後には馬牛生産が盛んになっていったと思われる。畜産発達の背景に、火山性土壌のため水田稲作に必ずしも適さない土質が指摘できる<sup>25)</sup>。

最後に、古代日向における出土文字資料を概観しておきたい。前述のように木簡は積読できるものがまだ出土しておらず、漆紙文書や文字瓦も未確認である。ある程度まとまった量が出土している資料は墨書土器であり、宮崎県内では硯・転用硯・墨だめ(パレット)を除いて、管見では69遺跡から761点の奈良・平安時代の墨書土器を集成している<sup>26)</sup>。現在鹿児島県に入っている南諸県地域を合わせれば、日向国全体で約80遺跡、およそ1000点におよぶ。これは西海道諸国の中で決して少ない数ではない。時期は、8世紀前半から見られ始め、9世紀から10世紀前半が盛期で、10世紀後半に激減する。

これら県内の遺跡で出土した墨書には、例えば宮崎市余り田遺跡では達筆な「日万」字とその字形が崩れてリットルのような「ℓ」となったもの、えびの市昌明寺遺跡では「石」字とその字形が崩れて「不」のようになったものなど、稚拙であるだけでなく、明らかに文字を正しく学んでいない記入も多々みられる。これらの遺跡の地域では、識字層とそうでない人々が共に活動していたようである。また、えびの市妙見原遺跡では達筆な筆遣いの「駱」墨書が、同市の古屋敷遺跡では「鷹」字を習書した墨書土器が出土しており、記載内容からみてもおそらく日向国の外部から、文字をある程度使いこなせる人物が来ていたことを窺わせる。西諸県地域にふくまれるえびの市では9世紀代から遺跡数が増え、えびの市上田代遺跡のように湧水を利用する水路を掘削するなど、積

極的な開発活動が進められていたようである。

墨書土器を出土する遺跡は臼杵郡に少なく、国府のある児湯郡から南に多くあり、特に遺跡数・出土点数とも南西部の諸県郡に多い。しかも明確に官衙といえる遺跡よりも、官衙関連遺跡あるいは集落遺跡で多くの墨書土器が出土している。この傾向は鹿児島県も同様であり、関東地方の集落遺跡に通じる様相といえる。

さらに諸県郡の中で遺跡数・点数とも最も多いのは、郡家が置かれたと想定される東諸県地域ではなく、北諸県地域にあたる都城盆地であり、西諸県地域がそれに次ぐ<sup>29</sup>。都城盆地においても9世紀代に遺跡数が増え、国史跡大島島田遺跡や馬渡遺跡のような有力者の居館とみられる遺跡からも墨書土器が多く出土している。そしてここには万寿年間（1024～1028）にいたって、のちに日本最大の荘園となる撰閑家領島津荘が立てられる<sup>30</sup>。墨書土器の盛行と開発・経営活動との間には何らかの関係性が窺え、8～9世紀、ここは人口密度の低い、開発の余地の大きな地域であったと考えられるのである。

#### 注

- (1) 『日本書紀』天武12年（683）12月丙寅条、天武14年9月戊午条。鐘江宏之「『国』制の成立」（笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集 上巻』所収、吉川弘文館、1993年）
- (2) 中村明蔵『新訂 隼人の研究』（丸山学芸図書、1993年、初版は1977年）、永山修一『隼人と古代日本』（同成社、2009年）など。
- (3) 中村明蔵「隼人の名義をめぐる諸問題—日本の中華國家の形成と変遷—」（『隼人と律令國家』所収、名著出版、1993年、初発表は1988年）、56ページ以下、永山修一「古代の日向・大隅・薩摩三國の位相」（地方史研究協議会編『南九州の地域形成と境界性』所収、雄山閣、2010年）、39ページ、など。
- (4) 中村明蔵「隼人の朝貢をめぐる諸問題」（前掲『新訂 隼人の研究』所収）、237ページ以下。
- (5) なお日本古代史研究者のなかには、この三野城・稲積城を九州北部の玄界灘に面した地域に想定している説もある。たとえば『新日本古典文学大系 続日本紀 一』（岩波書店、1989年）、20ページ脚注など。
- (6) 津曲大祐「日向国府跡の調査成果」（『一般社団法人日本考古学協会2017年度宮崎大会研究発表資料集』日本考古学協会2017年度宮崎大会実行委員会、2017年）
- (7) 柴田博子「寺崎遺跡出土の墨書土器について」（『国衙跡保存整備基礎調査報告書 寺崎遺跡』所収、宮崎県教育委員会、2001年）
- (8) 坂上康俊「律令制下の行政機構」（『宮崎県史 通史編 古代2』所収、1998年）、229ページ。
- (9) 『西都市埋蔵文化財発掘調査報告書第56集 日向国分寺跡—主要伽藍及び寺域の確認調査—』（西都市教育委員会、2009年）、柴田博子・津曲大祐「律令制の形成と展開」（『西都市史 通史編 上巻』所収、西都市、2016年）、261ページ。
- (10) 新訂増補国史大系本は「三野原牛牧」とするが、国立歴史民俗博物館保管土御門本の「三原野牛牧」に従う。
- (11) 宮崎県西都市の日向国府近辺で1点、宮崎県えびの市昌明寺遺跡で1点が出土している（近藤協「宮崎・妻北小学校敷地内遺跡」『木簡研究』15号、1993年、中野和浩「宮崎・昌明寺遺跡」『木簡研究』18号、1996年）

- (12) 今泉隆雄 「平城宮跡出土の日向国の牛皮荷札—牛皮貢進制と宮城四隅疫神祭—」(『古代木簡の研究』所収、吉川弘文館、1998年、初発表は1983年)、455ページ。
- (13) 以下に述べる遺構・遺物については、内田和伸・小池伸彦「左京七条一坊の調査—第115次」(『奈良文化財研究所紀要 2002』奈良文化財研究所、2002年)、市大樹「奈良・藤原京跡左京七条一坊」(『木簡研究』25号、2003年)による。
- (14) 柴田博子「藤原京跡出土「日向久湯評」木簡」(『宮崎県地域史研究』17号、2004年)
- (15) この池状遺構の中央部から「奈尔波ツ尔佐久矢己乃皮奈泊由己母利伊真皮々留マ止佐久(以下損傷)」と書かれた難波津歌木簡が出土している。この裏面には「馬來田評」とあるので、本木簡は「久湯評」木簡と同時期のものである。いっぽう奈良県明日香村の石神遺跡第122次調査出土習書木簡では「奈尔波ツ尔佐兒矢己乃波奈」と書かれており、「久」が「兒」と通用されている(前掲注(13))。
- なお児湯についての文献上の表記は、『日本書紀』では景行天皇17年3月己酉条に「子湯県」(兒・子ともに甲類のコ)、『釈日本紀』所引『日向国風土記』逸文は「児湯之郡」としている。
- (16) 平川南「古代郡印論」(『律令国郡里制の実像 下』所収、吉川弘文館、2014年、初発表は1999年)80ページ。
- (17) 『木簡研究』11号(1989年)、12ページ、『木簡研究』12号(1990年)、22ページ。
- (18) 宮内省典薬寮は味原牛牧を寮牧として有していた(『延喜式』典薬寮)。
- (19) 柴田博子「古代南九州の牧と馬牛」(入間田宣夫・谷口一夫編『牧の考古学』所収、高志書院、2008年)44ページ。
- (20) 乾善彦「偏旁添加字—「猥(しのぶ)」の場合—」(『漢字による日本語書記の史的研究』所収、塙書房、2003年、初発表は1989年)
- (21) 中村明蔵「隼人と馬」(前掲『新訂 隼人の研究』所収)286ページ。
- (22) 柴田博子・中野和浩・東憲章「日向国出土の墨書土器」(『宮崎県史 通史編 古代2』所収、宮崎県、1998年)、柴田博子「日向国出土墨書土器資料集成・補遺(1)」(『宮崎考古』20号、2006年)、柴田博子「日向国出土墨書土器集成・補遺(2)」(『日向国出土墨書土器集成・補遺(2) 薩摩国出土古代墨書土器集成』科学研究費補助金研究成果報告書、2010年)、柴田博子・津曲大祐「日向国出土墨書土器集成・補遺(4)」(『日向国出土墨書土器集成・補遺(4) 薩摩国出土古代墨書土器集成・補遺(2) 大隅国出土古代墨書土器集成・補遺(1)』科学研究費補助金研究成果報告書、2018年)
- (23) 柴田博子「出土文字資料からみた古代の諸県郡」(『地方史研究』340号、2009年)
- (24) 「島津庄々官等申状」(『旧記雑録』前編巻9)

付記 本稿はJSPS科研費15K02852の成果の一部である。

## 西海道諸国比較表

国・嶋	延喜式神名帳 (座)	出挙正税公廩雜稻本稻(東)		延喜式主計記載の調・庸・中男作物の品目
		弘仁式主税	延喜式主税	
筑前	19 (大16小3)	550,000余	790,063	糸、黄布、綿紬、席、大甕、小甕、瓮、麻笥盤、水椀、海石榴油、御取鰯、羽割鰯、葛貫鰯、蔭鰯、鞭鰯、腐耳鰯、醬鮓、鮓鮓、海藻、絹、布、鉄、鉄、短鰯、薄鰯、鮓鰯、火烧鰯、塩、熬海鼠、綿、米、雜魚腊、木綿、穀皮、麻、防壁、蒲薦、韓薦、苔、篋、漆、胡麻油、荏油、鹿脯、鹿鮓、押年魚、烏賊、鯛腊、雜魚楚割、腸漬鰯、塩漬年魚
筑後	4 (大2小2)	520,000	623,581	綿紬、黄布、絹、糸、綿、布、米、穀皮、席、防壁、苔、薦、蒲薦、篋、漆、胡麻油、海石榴油、荏油、櫻椒油、醬鮓、雜魚楚割、雜腊、押年魚、煮塩年魚、鮓年魚、漬塩年魚、鮓鮓
肥前	4 (大1小3)	590,000	692,589	綿紬、黄布、御取鰯、短鰯、長鰯、羽割鰯、熬海鼠、塩、絹、糸、綿、席、薄鰯、米、斐紙、葉薦、苔、防壁、韓薦、蒲薦、折薦、篋、閉弥油、荏油、鮓鰯、腸漬鰯
肥後	4 (大1小3)	1,230,000	1,579,117	絹、綿紬、黄布、布、耽羅鰯、熬海鼠、鯛腊、乾鮓、雜魚腊、綿、糸、米、木綿、麻、熟麻、席、韓薦、蒲薦、防壁、折薦、苔、篋、黒葛、胡麻油、海石榴油、荏油、鹿脯、押年魚、鮓楚割、蠣腊、煮塩年魚、鮓年魚、漬塩年魚、破塩
豊前	6 (大3小3)	520,000	609,828	綿紬、絹、綿、糸、黄布、烏賊、雜魚楚割、米、防壁、韓薦、折薦、黒葛、黄蘗皮、海石榴油、胡麻油、荏油、鹿鮓、猪鮓、漬塩年魚、鮓年魚

豊後	6 (大1小5)	570,000	743,842	糸、綿紬、質布、御取鯨、短鯨、陸鯨、羽割鯨、葛貫鯨、枕羅鯨、堅魚、小町席、絹、綿、布、薄鯨、米、熟麻、穀皮、黒葛、漆、櫻椒油、海石榴油、胡麻油、荏油、鹿脯、押年魚、堅魚、雜魚脂、鹿脂、鰯年魚、煮塩年魚
日向	4 (小4)	330,000	373,101	糸、綿、布、薄鯨、堅魚、斐紙、麻、熟麻、茜、胡麻子
大隅	5 (大1小4)	120,000	242,040	綿、布、紙
薩摩	2 (小2)	120,000	242,500	塩、綿、布、紙、席
老岐	24 (大7小17)	65,000	90,000	大豆、小豆、小麦、海石榴油、薄鯨
対馬	29 (大6小23)	3,920	3,920	銀